

令和3年鉾田市農業委員会4月定例総会議事録

日 時	令和3年4月23日（金）午後1時59分																																																																																		
場 所	福祉事務所 2階 会議室																																																																																		
出欠状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> <th>番号</th> <th>氏名</th> <th>出欠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1番</td> <td>櫻井 健一</td> <td>出</td> <td>13番</td> <td>菅谷 美尚</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>2番</td> <td>永井 司</td> <td>欠</td> <td>14番</td> <td>飯岡 政一</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>3番</td> <td>富田 省三</td> <td>出</td> <td>15番</td> <td>城田 俊男</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>4番</td> <td>菊地 博</td> <td>出</td> <td>16番</td> <td>出沼 丈夫</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>5番</td> <td>浜田 洋一</td> <td>出</td> <td>17番</td> <td>海老原康廣</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>6番</td> <td>米川 完一</td> <td>出</td> <td>18番</td> <td>菊川 俊雄</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7番</td> <td>坪沼美知子</td> <td>出</td> <td>19番</td> <td>飯塚 康雄</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>8番</td> <td>菅谷 幸子</td> <td>出</td> <td>20番</td> <td>郡司 光一</td> <td>欠</td> </tr> <tr> <td>9番</td> <td>草野 克信</td> <td>出</td> <td>21番</td> <td>浅野 登</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>10番</td> <td>箕輪美代子</td> <td>出</td> <td>22番</td> <td>鈴木 新吾</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>11番</td> <td>大貫 修一</td> <td>出</td> <td>23番</td> <td>大久保 稔</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>12番</td> <td>宇佐見達夫</td> <td>出</td> <td>24番</td> <td>小松崎善一</td> <td>出</td> </tr> </tbody> </table>					番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出	2番	永井 司	欠	14番	飯岡 政一	出	3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出	4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出	5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	欠	6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出	7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠	8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	欠	9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出	10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出	11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出	12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出
番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠																																																																														
1番	櫻井 健一	出	13番	菅谷 美尚	出																																																																														
2番	永井 司	欠	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	富田 省三	出	15番	城田 俊男	出																																																																														
4番	菊地 博	出	16番	出沼 丈夫	出																																																																														
5番	浜田 洋一	出	17番	海老原康廣	欠																																																																														
6番	米川 完一	出	18番	菊川 俊雄	出																																																																														
7番	坪沼美知子	出	19番	飯塚 康雄	欠																																																																														
8番	菅谷 幸子	出	20番	郡司 光一	欠																																																																														
9番	草野 克信	出	21番	浅野 登	出																																																																														
10番	箕輪美代子	出	22番	鈴木 新吾	出																																																																														
11番	大貫 修一	出	23番	大久保 稔	出																																																																														
12番	宇佐見達夫	出	24番	小松崎善一	出																																																																														
事 務 局	櫻井局長 井川局長補佐 酒井係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	5番 浜田 洋一 7番 坪沼 美智子																																																																																		
書 記	酒井係長																																																																																		
議 題	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について</p> <p>議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定，移転を伴う転用許可について</p> <p>議案第5号 現況証明書の交付について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第7号 農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定</p>																																																																																		

	<p style="text-align: center;">について</p> <p>報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について 報告第 4 号 農業委員会事務局職員の任免について</p> <p style="text-align: center;">そ の 他</p> <p style="text-align: center;">(開 会)</p> <p>事務局 定刻前ではございますが、皆さんおそろいですので、ただいまより令和 3 年銚田市農業委員会 4 月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。</p> <p>会 長 どうも皆さん、こんにちは。大分日のほうも暖かくなりましたけれども、暖かくなるにつれてコロナも全国的に広がってきて、やはり銚田のほうも人数が多くなりまして、皆さんも非常に大変な日々を送っているのではないかと思いますけれども、できればうつらないのが一番いいですけれども、目に見えないものですから、なかなかこれがどこへ行ったらうつるか、うつらないかということで、それでも銚田市は全国的にコロナ、茨城県内では少ないほうでございますので、これも市民一人一人が皆さんで頑張って、やはりそういう危険なところへはあまり行かないで、うつらないように頑張っているのかなと思っております。</p> <p>やはり 4 月の定期異動で職員の方が局長はじめ異動になりましたので、新たな職員の方で、これからは 4 月 1 日から皆さんとともに銚田市の農業委員会の仕事を頑張ってやっていきたいと思えます。できれば 24 名の方が全員参加していただいて、その中で皆さんに挨拶のほうをして、それから本年度の 4 月 1 日からの仕事を始めればいいのですけれども、やはりコロナの影響で過半数という形でやっていかななくてはならないと思っております。皆さんもそういう形で日頃頑張っていますけれども、これからもコロナにうつらないように日々努力して、また仕事に頑張ってやっていければいいと思えますので、よろしくお願ひします。</p> <p>今日は天気もいいけれども、皆さんの慎重審議で貴重な意見をいただければいいと思えますので、一日よろしくお願ひします。</p> <p>事務局 ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第 1</p>
--	---

議 長	<p>4条第1項の規定により会長が当たることになっております。議事進行を飯岡会長にお願いいたします。</p> <p>ただいまの出席委員は20名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、銚田市農業委員会4月定例総会を開会いたします。</p> <p>本総会に提案する議案は告示のとおりです。</p> <p>会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。</p>
議 長	<p>次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。会議録署名人に、5番 浜田洋一 委員、7番 坪沼美知子 委員の両名を指名いたします。</p>
議 長	<p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の酒井係長を指名いたします。</p>
議 長	<p>議案の審議に入る前に諸報告を行います。</p> <p>新型コロナウイルス感染防止対策のため、2番、永井司委員、17番、海老原康廣委員、19番、飯塚康雄委員、20番、郡司光一委員が欠席となります。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)</p>

議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」を議題といたします。
議 長 事 務 局	<p>番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定, 移転の許可について」議案書1, 2ページを御覧ください。</p> <p>すみません。議案に入る前に, ちょっと議案書の修正をお願いします。一番下に書いてある議案第1号の12番, ████████さんの申請なのですが, 農業従事日数が「100日」とあるのですけれども, すみません, 「300日」の誤りです。失礼しました。</p> <p>それと, 議案第4号なのですが, 3番の██████さんの計画転用が「居住」と書いてありますが, 「居宅」の誤りです。</p> <p>それと, 5番, ████████さんなのですが, 契約内容が「賃貸借」となっておりますが, こちらも「使用貸借」の誤りになります。大変失礼いたしました。</p> <p>すみません。それでは, 番号1番についてご説明いたします。地目, 畑, 3筆, 面積は6, 381平方メートルでございます。</p> <p>契約内容につきましては, 売買となっております。</p> <p>この案件につきましては, 農地法第3条第2項の各号には該当しないため, 許可要件を満たしていると考えられます。</p> <p>詳細につきましては, 農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。以上でございます。</p>
議 長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により, ████████委員の退席を求めます。</p> <p>(████番 ████████ 委員退席 午後2時05分)</p>
議 長 浅野登委員	<p>番号1番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>21番, 浅野です。1番について説明いたします。</p> <p>このたび, 譲受人, ████████さんと譲渡人, ████████さんとの間で売買契約がまとまったということでございます。██████さんは外国人実習生と日本人パートさんを雇い, メロン, イチゴ, トマト, ミズナを栽培しており, 経営面積も500アール近くあり, 農作業にも常時従事しております。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について何ら問題ないと思われま</p>

議 長	<p>すので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p> <p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>■番, ■委員の入場を認めます。</p> <p>(■番 ■委員入場 午後2時06分)</p>
議 長 事 務 局	<p>番号2番を上程いたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>2番についてご説明いたします。 地目, 畑, 3筆, 面積は7, 788平方メートルでございます。 契約内容につきましては, 売買となっております。 この案件につきましては, 農地法第3条第2項の各号には該当しないため, 許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては, 農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により, ■番, ■委員の退席を求めます。</p> <p>(■番 ■委員退席 午後2時08分)</p>
議 長 箕輪美代子委員	<p>番号2番について地元委員の説明を求めます。</p> <p>10番, 箕輪です。2番について説明いたします。 譲受人, ■さんと譲渡人, ■との売買です。この都度, 譲受人の■さんの経営規模拡大ということで, 売</p>

<p>議 長</p>	<p>買契約が円満にまとまっております。譲受人は葉物を中心とした農家であり、経営面積も400アール以上あり、葉物を増産するために申請地を取得したいということでもあります。</p> <p>以上のような理由から、譲受人は農作業に常時従事しており、権利移動に係る許可要件等についても問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>■■番, ■■■委員の入場を認めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(■■番 ■■■委員入場 午後2時10分)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号3番から番号17番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号3番から番号17番までご説明いたします。 申請件数は15件、地目、田2筆、畑23筆、計25筆。面積は6万3,299平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買が9件、交換が4件、賃貸借が1件、区分地上権の設定が1件となっております。 いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。 詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>箕輪美代子委員</p>	<p>10番, 箕輪です。3番について説明いたします。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんとの売買であります。このお二人の売買は, 先々月の2月にもありました。譲受人は自営業兼農業とありますが, アパート経営もしております。水田は貸していて, 畑は今のところ何も作付していないということがあります。この2月に取得した農地と今回の申請地は, サツマイモを作付したいということでもあります。下吉影にある農地に建物とトラクターなどが置いてありました。 以上のような理由から, 農作業の実績はありませんが, 権利移動に係る許可要件等は満たしておりますので, よろしくご審議のほどをお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして, 番号4番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>11番, 大貫です。番号4番の第3条, 区分地上権について説明いたします。 申請人の■■■は, 申請地において営農型の太陽光発電を行っており, 今回は一時転用の3年間の許可期限が切れるため, 再度申請したということです。区分地上権は営農型で, 農地の所有者と太陽光発電事業者が違う場合, 必要な許可手続ですので, 特に問題はないと思われます。 ご審議のほどよろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして, 番号5番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>城田俊男委員</p>	<p>15番, 城田です。3条5番の説明に入ります。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは, 長年, ■■■さんが借地として借りまして米を作っていたのですが, ■■■さんの息子さんが61歳の定年を迎えまして, これから農業という考えは面積, 機械, 賦課金等いろいろ考えたときに, ちょっと無理ではないかということで売買になったということです。 ■■■さんと話をしまして, ■■■さんの経営規模拡大ということで話がまとまったそうです。■■■さんは, 米, ニンジン, サツマイモを中心に10町歩の経営面積です。後継者の■■■さん夫婦と4名で熱心に取り組んでいます。 以上の理由から農作業に常時300日以上従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められ, 権利移動に係る許可要件に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして, 番号6番から番号8番について地元委員の説明を求</p>

<p>出沼丈夫委員</p>	<p>めます。</p> <p>16番, 出沼です。</p> <p>6番から説明いたします。申請地は, 串挽の農地になります。焼却所の手前の道路を挟んでおりますが, 申請人の■■■さんは, 住所は潮来に住んでおります。鉾田市に長く40年近く■■■に勤めておりましたもので, 譲渡人の■■■さんとは同僚であると聞いております。このたび, ■■■さんは東京の娘さんのところに住むようになり, 申請地を■■■さんのほうが譲り受けることになりました。それは宅地が主なのですが, たまたま少しではありますが, 農地がありまして, この農地の申請に至ったということです。</p> <p>■■■さんは, 潮来には畑を耕作しており, 倉庫にも一通りの農機具, トラクターなど確保しております。鉾田の畑には, 小さい面積ではありますが, 野菜などを作りたいというような話でございますので, よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>続いていいですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>続いて, 7番, 8番もお願いいたします。</p>
<p>出沼丈夫委員</p>	<p>では, 続いて7番について説明いたします。</p> <p>申請地は, 安塚の学校給食センターの入り口方向に進みますと■■■メートルぐらい入り, 右側には倉庫があります。その前側はビニール畑になっておりますが, メロンが作付されておりました。</p> <p>■■■さんは, 現在も農地を持っておりますが, 貸付人の■■■さんとは住宅も近く, 同年代であるということから話がまとまったとのことですので, よろしくご審議をお願いいたします。</p> <p>続いて, 8番について報告いたします。申請地は安塚から大竹方面に進みますと, 前年度新しく完成した大洋方向に進む新道があります。大洋方向に■■■メートルぐらい進みますと, 左側に申請人の住居があり, その申請地の隣に現在の申請したほう等があります。■■■さんが譲り受けることがまとまったのは, 地続きなもので農地を持っておりますが, ■■■さんからの買受けと, このたびの■■■さんの畑の買受けとで規模面積を拡大し, 農業に専念したいということですので, よろしくご審議をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして, 番号9番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>3番, 富田でございます。9番の案件について説明いたします。</p> <p>この案件は, 譲渡人, 譲受人ともに隣近所でございます。長年の間, ■■■さんの農地を■■■さんが借りていたと。今回, お互いに話がまとまりまして, 円満な話の中で売買が成立いたしました。</p>

議 長	<p>今回、経営規模拡大のために、この農地を取得して、■■■さんが農地を譲り受けたということでございまして、つきましては農地法第3条第2項の権利移動につきましては、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
鈴木新吾委員	<p>続きまして、番号10番から番号12番までについて地元委員の説明を求めます。</p> <p>22番、鈴木です。10番、11番、12番につきまして説明いたします。</p> <p>まず、10番の案件ですが、■■■さんと■■■さんは、近所の間柄でございます。このたび、■■■さんと■■■さんの耕作の利便性を図り、交換ということで契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんはメロン、トマトなどを中心とした農家であり、経営面積も290アールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。</p> <p>以上の理由から、譲受人は農作業に常時300日従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移転に係る許可要件については、問題がないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p> <p>11番も交換ということでございますので、これとまるっきり同じです。ただ、作物が■■■さんは栗、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も270アールあり、後継者も熱心に取り組んでいるそうです。</p> <p>以上の理由から譲受人は農作業に250日以上従事しており、何の問題もないと思われまます。よろしくお願いします。</p> <p>あと12番、■■■さんと■■■さんは知人の間柄でございます。このたび、■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんはサツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も850アールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。サツマイモを増産するため、申請地を取得したいということでございます。</p> <p>以上の理由から譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移転に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、番号13番について地元委員の説明を求めます。</p>

<p>大久保稔委員</p> <p>議 長</p>	<p>23番, 大久保です。13番について説明します。 譲渡人, ████████さんは, 結婚する前は譲受人, ████████さんの隣が実家でした。実家は現在なくなり, 今回の畑が██████さんの家の道路の反対側にありまして, ████████さんの経営規模拡大のため, 円満に売買の話がまとまったそうです。 ██████さんは長ネギを中心とした実習生を多数使う大規模専業農家です。経営面積も300アール以上あり, 農作業には年間300日以上従事しており, 取得後も耕作事業を行うと認められ, 下限面積要件, 地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきまして, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので, よろしく審議のほどをお願いいたします。</p> <p>続きまして, 番号14番, 番号15番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>小松崎善一委員</p> <p>議 長</p>	<p>24番, 小松崎です。番号14, 15です。交換の案件でございます。 14番, 譲受人, ████████さん, 譲渡人, ████████さんは, 親戚の間柄でございます。このたび, ████████さんの農地と██████さんの農地の交換の話が円満にまとまったということでもあります。 なお, 面積の違いはありますが, お互いが納得している交換ですので, 問題はないかと思われまます。██████さんは, ████████さんより農地を40アール借り受けて, 下限面積をクリアするために農業を続けたいというふうなことでございます。 以上のような理由から, 譲受人は農作業に常時200日以上従事しており, 下限面積においても問題ないと思われまますので, ご審議のほどよろしくお願ひします。 それから, 15番についてご説明をいたします。譲受人, ████████さん, 先ほど説明のとおりでございます。██████さんにとっては, 自宅の農地に隣接しておりまして, 利便性があり, 交換の話がまとまったというようなことでございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>続きまして, 番号16番について地元委員の説明を求めます。</p>
<p>菅谷幸子委員</p>	<p>8番, 菅谷が16番についてご説明いたします。 譲受人, ████████さんと譲渡人, ████████さんとは親子の間柄でございます。このほど██████さんの経営規模拡大ということで, 売買契約が円満にまとまったということでございます。 ██████さんは小松菜を中心に熱心に取り組んでいる大農家であり,</p>

<p>議 長</p> <p>菅谷美尚委員</p>	<p>取得後も耕作が認められ、支障がないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>続きまして、番号17番について地元委員の説明を求めます。</p>
	<p>13番、菅谷です。17番についてご説明いたします。</p> <p>譲受人、■■■■■さんは、日立市の会社に定年退職まで勤められていたそうです。古民家と農地付きの物件を見つけていたところ、上幡木地区によい物件が見つかり、定住して農業をしたいということです。</p> <p>■■■■■さんは九州出身で、婦人は福島県出身、ともに実家が農家を営んでいるそうです。■■■■■さんは大変真面目そうな方で、わざわざ自分の自宅まで来てくださり、これからの計画などを話してくださいました。豆類を生産するとのこと。問題のない案件と思われまますので、審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号3番から番号17番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号3番から番号17番について申請どおり許可と決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3から番号17番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
	<p>(議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対す</p>

<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>る意見決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の3ページを御覧ください。令和3年3月26日付銚農振第1413号で農業振興地域整備計画の変更認可について、意見を求められております。</p> <p>土地につきましては、議案書3ページのとおりでございます。申請件数8件、筆数10筆、面積9,039.13平方メートル、申請目的につきましては一般住宅、駐車場ほか記載のとおりでございます。</p> <p>意見書(案)につきましても記載のとおりとなっております。こちらにつきましては、令和3年4月30日付で会長名で意見書を出す予定でおります。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>議案第2号 「農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について」、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。</p> <p>(議案第3号 農地法第4条の規定による転用許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第3号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。</p>

<p>議 長 事 務 局</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>議案書の4ページを御覧ください。番号1番、申請人、 。申請地は、地目、 畑、面積2, 240平方メートル。同じく、 地目、畑、面積3, 250平方メートル。</p> <p>事由、申請地は隣接農地と高低差があり、一体的な利用が難しい農地です。地域の高齢者のための娯楽と健康増進を兼ねたグラウンドゴルフ場の開設を思い立ち、農地法の許可を得ずに平成26年8月から開設しておりましたので、是正の申請をしますということです。</p> <p>転用計画はグラウンドゴルフ場16コース、事務所19.48平方メートル、物置9.45平方メートル、休憩所36.22平方メートル、駐車場20平方メートル、始末書添付となっております。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長 櫻井健一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>1番、櫻井です。このほどさんからグラウンドゴルフ場についての申請が上がっております。4月15日に米川委員、浜田委員、私、事務局で現地を視察しております。申請地は第2種農地で、2筆、5, 490平方メートルになります。</p> <p>隣接する農地は確かに傾斜地の農地でございます。整地を行い、現況はグラウンドゴルフ場に利用されております。事務所、トイレ、憩いの場などが設置されていて、環境については整っております。4月15日には20名ぐらいの方がゴルフを行ってございました。</p> <p>3名の判断としては、可と判断をしております。また、始末書添付になっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 菊川俊雄委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>18番、菊川です。1番について説明します。</p> <p>現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。地図は1ページの左側になります。下太田鉾田線、旭駅の反対側、右側に入り、500メートルぐらい中に入ったところです。地域の高齢者のため、娯楽と健康増進を兼ねてグラウンドゴルフ場を農地法の許可を得ずに、平成26年度に造ってしまったとのこと。</p> <p>やはり昨日、現地を見てきましたけれども、高齢者の方も20名</p>

<p>議 長</p>	<p>ぐらいグラウンドゴルフをしていました。是正の申請をしますの で、よろしく審議のほどお願いします。 なお、始末書添付となっております。よろしくお願いします。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。</p>
<p>議 長</p>	<p>すみません。これ高齢者のための娯楽と健康増進のためにグラウ ンドゴルフを設置しているということになっておりますが、これボ ランティアでやっているのではないのだよ、この方が。要するにこ れ入場料を取ってやっているということを私も聞きましたが、何人 かの人に聞いたならば1人当たり300円の入場料を取っている。そ うなると、これ娯楽とか健康増進のためのボランティアではないの だ。営業を目的としたグラウンドゴルフ。これ事務局ではどうい うふうに見ているの。料金を取っているということは分からない、事 務局では。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>確かに料金は、これやっぱり維持管理費用もございますから、必 要最低限の料金徴収は、これは仕方がないものではないのかなと思 うのですが、ただ現地は2種農地でありますので、絶対できないと いうことではないのです。例えば料金がうんと高いから、では駄目 かというわけでもありませんし、ただ料金収受に関しては、皆さん で納得して払っていらっしゃる金額なので、維持管理のための費用 とすれば仕方のない程度のものなのかなとは思っております。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>1人当たり300円取っているらしい。1人当たり300円の料 金を取って、それは維持管理に対しては確かにただではできないよ ね。</p>
<p>議 長</p>	<p>300円というのは、1時間300円、月。1日300円。</p>
<p>富田省三委員</p>	<p>いや、1日300円。月ではないよ、1日だよ。多いときには5 0人ぐらい来ているらしいよ。別に料金取ったって差し支えあるま いな。だからボランティアとか健康増進のためのあれではないのだ よ、営業を目的としたあれでやっているというのだ。あまり詳しい ことは俺も分からないが。</p>
<p>議 長</p>	<p>そのほか何かご意見ございますか。 はい、どうぞ。</p>

小松崎善一委員	<p>24番, 小松崎です。 今の件なのですが, 私, これ平成26年のいつやったと言ったっけ。</p> <p>(8月の声あり)</p>
小松崎善一委員	<p>そのとき, 立ち会ったことがあるのですよね, 地元の委員ということで。あと, 造谷の■■■さんが一緒におられて, そのときの農地の区分は1種ではなかった。そのような気がするのだよな。開けていない, ずっと奥のほうは。</p>
事務局	<p>現場をなぜ2種と見たかといいますと, 現場ちょっと高くなっているのですよね, 下から上がると。そこで下との高低差があるので, 下の田んぼとは一体とは見ないという形になります。</p>
小松崎善一委員	<p>上に畑が広がっていない。</p>
事務局	<p>上に畑はありますが, 段差がありまして, そこと一体で利用するのは難しいということで, 農地区分の判断基準, 農水省の出しているやつなのですけれども, そちらではやはり高低差が2メートル以上あるとか, そういった場合には……</p>
小松崎善一委員	<p>そこまでの基準もある, 2メートルとか3メートル。</p>
事務局	<p>一体的な。</p>
小松崎善一委員	<p>それ以下だったら一体的に見られると。</p>
事務局	<p>そういうことになります。</p>
小松崎善一委員	<p>なるほど, 分かりました。2種なら問題ないということだな, 始末書が出ていれば。</p>
議長	<p>そういった意見がありますけれども, 皆さん, いかがでしょうか。そのほかありませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号1番を申請どおり許可相当と認めることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可相当と認め、茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、許可相当の答申を得たうえで許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>議案書5、6ページを御覧ください。番号1番、使用借人、 。使用貸人、 。申請地は、地目、畑、 面積1、260平方メートル。</p> <p>転用事由ですが、現在の資材置場は借りている土地であり、令和3年中に返却しなければならない。そこで、別の資材置場を確保する必要があるため、申請地を資材置場として使用したい。</p> <p>転用計画、資材置場、山砂100立方メートル、砕石100立方メートル、単管パイプ600本、駐車場20平方メートル。契約内容は使用貸借。</p> <p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>浜田洋一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>去る4月15日に1番、櫻井委員、5番、浜田、6番、米川委員と事務局で現地調査を行いました。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地は地図1ページの右側の位置になります。詳しい場所等については、地元委員さんをお願いします。周囲は住宅と山林に囲まれた地域であり、農地区分にとっては第2種農地と判断しました。</p> <p>農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告をいたします。</p>
<p>大貫修一委員</p>	<p>続きます、地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番、大貫です。1番についてご説明いたします。</p> <p>現地調査員の皆様、どうもご苦労さまでした。地図は1ページの右になります。この若干太い道路の上部が鉾田病院になります。鉾田病院のほうから東に四、五百メートル走って、下り坂のカーブになるところの手前の左側になります。道路側はちょっと高くなるのですけれども、現在はきれいにロータリーかけて、畑として使えるかなという状態でありました。</p> <p>■■■さんは相続で農地の所有者になりましたが、石岡に住んでおり、もともと農家ではないということで、以前からの知り合いであった■■■さんに資材置場として使用貸借（無料）として貸すことに話がまとまった次第であります。何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決をいたします。</p> <p>番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きます、番号2番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号2番、賃借人、■■■。賃貸人、■■■。申請地は■■■</p>

<p>議 長 浜田洋一委員</p>	<p>■■■■■，地目，畑，面積450平方メートル。 転用事由は，現在の事務所は会社所在地にあります，老朽化及び駐車スペースが手狭なため申請地に事務所を移転したい。 転用計画，事務所（木造平屋建）1戸，39.74平方メートル，駐車場（普通車）5台，契約内容は賃貸借。 詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p>
<p>議 長 城田俊男委員</p>	<p>5番，浜田です。 申請地は地図3ページの左側になります。詳しい場所等については，地元委員さんをお願いします。 周囲は集団的に存在する農地の区域にあり，農地区分としては第1種農地と判断しました。集団的に存在する農地の地域にあるが，集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できると判断しました。農地転用許可基準から判断して，転用目的，位置環境，実現の確実性，計画面積などいずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，ご報告いたします。</p> <p>地元委員の説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>15番，城田です。5条2番の説明に入ります。 現地調査員の皆さん，ご苦労さまでした。場所は地図3ページの左側です。大竹鉾田線の鉾田学校給食センター側に入って■■■■■メートルくらいのところです。老朽化のために新しく事務所と駐車スペースを造りたいとのことでした。 申請地横に■■■■■さんの住居がありますが，■■■■■さんは■■■■■さんの長女と結婚してしまっていて，■■■■■の後継者です。何ら問題はないと思いますので，ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>（質疑なしの声あり）</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することに，ご異議ございませんか。</p>

<p>議 長</p>	<p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号3番、譲受人、 。譲渡人、 。申請地は、 、地目、田、面積291平方メートル。 転用事由は、現在アパート住まいで手狭なため、自己住宅を建築したい。 転用計画、居宅(自己住宅)、97.71平方メートル。契約内容は、売買。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p> <p>浜田洋一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>5番、浜田です。 申請地は、地図3ページの右側の位置になります。詳しい場所等については、地元委員さんをお願いします。 現地は都市計画区域内の第1種住居地域であり、農地区分にとっては第3種農地と判断しました。農地転用基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。</p>
<p>議 長</p> <p>出沼丈夫委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>16番、出沼です。調査委員の皆さん、ご苦労さまでした。 申請地は、管内図3ページの右側になります。場所は になって、地目は田であります。現在は都市計画区域内であり、第1種住居地域であります。近くには病院や県信、その他スーパーなどが近くにあります。住宅も多く建っておりますので、申請人が現在、 のアパートに住んでおりますが、自己住宅を建築したいとのことですから、よろしくご審議をお願いいたします。</p>

<p>議 長</p>	<p>番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号4番、使用借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。使用貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。申請地は滝XXXXXXXXXX、地目、畑、面積470平方メートルです。 転用事由は、現在、親兄弟と同居しておりますが、独立するため自己住宅を新築したいということです。 転用計画は、居宅（自己住宅）、73.70平方メートル。契約内容は、使用貸借。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 米川完一委員</p>	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>6番、米川です。4番についてご報告いたします。 申請地は、地図2ページの左側になります。詳しい場所については、地元委員さんをお願いいたします。 周囲は集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できるということで、第1種農地と判断いたしました。 農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>

議 長	地元委員の説明を求めます。
櫻井健一委員	<p>1番, 櫻井です。</p> <p>このたび, 譲受人, ■■■■■さんから申請についての連絡が入っております。内容について説明いたします。</p> <p>4月15日に3名, 米川委員, それから浜田委員, 私と事務局で現地のほうを視察しております。譲受人, ■■■■■さんとの関係は親子でございます。独立するために第1種農地470平方メートルに, 自己住宅を建設したいという要望でございます。</p> <p>現地は集団的に農地が広がる地域ですが, 集落に接続して建設される自己住居でございます。地図は2ページの左側になります。国道51号線滝浜沿いに面しております。3名の判断は, 可と判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号4番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>続きまして, 番号5番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
事 務 局	<p>番号5番, 使用借人, ■■■■■, ■■■■■。使用貸人, ■■■■■。申請地は, ■■■■■, 地目は畑, 面積0.19平方メートル。</p> <p>転用事由は, 農地を有効利用するために, 申請地を借り受けて営農型太陽光発電設備を設置したい。</p> <p>転用計画は, 営農型太陽光発電設備, パネル206枚, パネル面積338.94平方メートル。下部農地面積504.75平方メートル, 全体面積1,125平方メートル。契約内容は, 使用貸借です。一時転用ですので, 許可の日から3年間となります。下部作物はサカキ。</p>

<p>議 長 櫻井健一委員</p>	<p>詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p> <p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>1番、櫻井です。 このたび、米川委員、浜田委員、私、それと事務局で4月15日に申請地を視察しております。地図2ページになります。右側です。集団的に存在する第1種農地の地域の中に、一時転用として営農型太陽光発電を設置したいという内容でございます。 現況は、下部にサカキが定植されております。周りは草刈りなどが行われていて、周辺には迷惑がかからないようになっております。3名の判断は、可と判断しております。ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長 大貫修一委員</p>	<p>地元委員の説明を求めます。</p> <p>11番、大貫です。番号5番の5条申請についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、大変ご苦労さまでした。申請地は地図2ページの右側になります。鉾田病院、マクドナルドの交差点のところから下太田鉾田線の北に向かって行って約1キロくらい行きますと交差点があり、■■■■■という、あまり看板は出ていないと思うのですがけれども、そこを左に曲がって大体■■■■■メートルくらい行きますと、この太陽光発電があります。この道を真っすぐ行くと飯名に行きます。 申請人の■■■■■さんは、平成30年度に営農型太陽光発電で一時転用を許可されており、今回、3年の期限が切れるとのことで、再申請となります。 ただいまのサカキの大きさは、1メートル20くらいでありまして、来年になると1メートル50くらいになって、剪定をしながら、若干ですが出荷できるかなというところでもあります。肥培管理もしっかりされており、今も説明ありましたが、周りも草刈りなんかもきれており、何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定いたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p> <p>番号6番、譲受人、 。譲渡人、 。申請地、 、地目、畑、面積6,329平方メートル。 続きまして譲渡人、 、申請地、 、地目、畑、面積5,794平方メートル。 転用事由ですが、児童が減少し、学校の小規模化が進んでいることから、充実した教育が受けられるよう教育環境を整備するため、統合小学校を整備したい。 転用計画ですが、校舎が4,500平方メートル、体育館1,250平方メートル、グラウンド1万400平方メートル、駐車場が6,000平方メートル、調整池等が1,500平方メートルとなっております。契約内容は売買。 詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。</p>
議 長 米川完一委員	<p>現況調査員の調査報告を求めます。</p> <p>6番、米川です。番号6番についてご報告いたします。 申請地は地図4ページの左側になります。詳しいことは地元委員さんをお願いいたします。 周囲は住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であるということで、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積などいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。</p>
議 長	<p>地元委員の説明を求めます。</p>

<p>菊川俊雄委員</p>	<p>18番, 菊川です。6番について説明します。 現地調査員の皆さん, ご苦労さまでした。地図は4ページ, 左側になります。場所は, 国道51号線の子生の信号を左に曲がって1キロぐらい行った左側が[]です。その[]の南側に当たります。 譲渡人, []さんと[]さん, 譲受人, []さん[]さんの間で売買契約が円満にまとまったということです。この案件は[]の場所として売買したとのこと。何ら問題はないと思われまますので, よろしく審議のほどお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号6番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号6番を申請どおり許可相当と認めることに, ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。番号6番を申請どおり許可相当と認め, 茨城県農業委員会ネットワーク機構に諮問し, 許可相当の答申を得たうえで許可することに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>番号7番を上程いたします。事務局に朗読させます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>番号7番, 賃借人, []。賃貸人, []。申請地は, [], 地目, 田, 面積1, 250平方メートル。 転用事由は, 再生可能エネルギー固定買取制度による売電を行うため, 申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置したい。 転用計画ですが, 太陽光発電設備パネル256枚, パネル面積500.39平方メートル, 全体面積1, 250平方メートル, 契約内容は賃貸借。 詳細につきましては, 現地調査意見書を御覧いただきたいと思います。 以上でございます。</p>

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
米川完一委員	<p>6番, 米川です。7番についてご報告いたします。</p> <p>申請地は地図4ページの右側になります。詳しい場所については, 地元委員さんをお願いします。</p> <p>周囲は住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であるということで, 第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して, 転用目的, 位置環境, 実現の確実性, 計画面積などいずれも適と認め, 3人の総合意見として可と判断いたしましたので, ご報告いたします。</p>
議 長	地元委員の説明を求めます。
菊川俊雄委員	<p>18番, 菊川です。7番について説明します。</p> <p>現況調査員の皆さん, ご苦労さまでした。地図は4ページ, 右側になります。場所は, 先ほど言いました国道51号線の子生の信号を左側に行きまして, 中学校を過ぎてメロンロードとの交差点の■■■■に当たります。</p> <p>賃貸人, ■■■■さんと■■■■との間で賃貸借契約が円満にまとまったとのこと。■■■さんは家から離れており, もう田んぼは作らないとのこと。この案は, 太陽光を設置することです。何ら問題はないと思われしますので, 審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより採決いたします。</p> <p>番号7番を申請どおり許可と決定することに, ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定いたします。

	(議案第5号 現況証明書の交付について)
議長	続きます。議案第5号「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議長	番号1番を上程いたします。事務局に朗読させます。
事務局	議案書7ページを御覧ください。番号1番、申請人、 [REDACTED]。届出地は[REDACTED]、 [REDACTED]、地目、畑、面積448平方メートル。現況はチップ製造所への 進入路となっております。 許可年月日は令和元年12月25日、確認年月日は令和3年4月 15日、転用事実証明となります。 以上でございます。
議長	現況調査員の調査報告を求めます。
櫻井健一委員	1番、櫻井です。 地図5ページになります。4月15日に米川委員、浜田委員、私、 事務局で現地を視察しております。申請の内容については、チップ 製造所に対する進入路になります。面積は448平方メートルでご ざいます。 3名の判断は可と判断しております。ご審議のほどよろしくお願 いいたします。
議長	地元委員の説明を求めます。
小松崎善一委員	24番、小松崎です。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでございます。[REDACTED] [REDACTED]さん。これは先ほども説明がありましたように、木材のチッ プの工場であります。令和元年に許可が出ておりまして、問題はな いかと思います。 現地調査員の報告のとおりでございます。工場の進入路というこ とで、道幅が5.79メートル、長さが約70メートルぐらいでご ざいます。場所は国道51号線、水戸方面へ向かいまして玉田交差 点より左へ1キロぐらい入り、鉾田消防署、旭出張所のところを右 へ[REDACTED]メートルぐらい入った右側でございます。現況証明書の交 付において問題はないかと思われまますので、ご審議のほどよろしく

議 長	<p>お願いします。</p> <p>番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。</p>
	<p>(議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について)</p>
議 長	<p>続きまして、議案第6号 「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p>
議 長	<p>事務局に説明させます。</p>
事 務 局	<p>議案書の8から11ページを御覧ください。申請件数につきましては13件、合計で42筆、面積が8万2,572平方メートルです。利用権の種類でございますが、全て賃貸借となっております。また、内訳につきましても全て新規ということになっております。いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。</p> <p>以上でございます。</p>

議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第6号を、申請どおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。 (議案第7号 農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について)
議	長	続きまして、議案第7号「農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	局
		議案書12ページを御覧ください。この件につきましては、農林水産省から、「農地取得における別段の面積の設定の必要性を毎年、検討すること」との通知がありまして、下限面積を別に設定するかどうかの審議を例年お願いしております。 ご承知のとおり、下限面積要件は、農地法第3条の権利取得要件の一つとなっております。経営面積があまりに小さいと生産性が低く、農業経営が効率的に、かつ安定的に継続して行われなことが考えられることから、許可後の経営面積が50アール以上にならないと許可できないとしているものです。 この下限面積は、地域の実情に合わない場合には、別段面積を定めることができることとなっておりますが、その場合は、当該面積未滿の農家の割合が、全農家数の40%を下回らないことと農地法施行規則第20条第1項第3号で規定されております。

<p>議 長</p>	<p>銚田市においては、50アール未満の農家の割合は低く、設定要件を満たしていないということになりますので、これまでどおり下限面積を50アールとしまして、別段面積を設定する必要はないかと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑を許します。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 「農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について」、銚田市においては別段面積を設定しないということで、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議ないものと認め、農地法第3条第2項第5号による別段面積は設定しないことに、決定いたします。</p> <p>(報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案書13ページを御覧ください。こちらにつきましては4件の届出がございました。5筆で面積は1万5,090平方メートル、全て合意解約となっております。 以上でございます。</p> <p>(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定</p>

<p>議 長</p>	<p>による農地等の権利移動届出について)</p> <p>続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>議案書14ページを御覧ください。こちらにつきましては1件の届出がございました。全部で13筆で、面積につきましては合計で1万7,663平方メートルでございます。内容は相続による所有権移転となっております。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する 回答について)</p> <p>報告第3号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>続きまして、15ページを御覧ください。法務局より1件の照会がございました。番号1番、3筆で、地目、畑から宅地への変更です。 現況地目を確認いたしまして、農業委員3人と現況地目のほうを確認したところ、非農地であったことから、令和3年3月25日付けで会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>(報告第4号 農業委員会事務局職員の任免に ついて)</p>

議 長	<p>続きまして、報告第4号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。</p>
事 務 局	<p>16ページ、最後のページを御覧ください。職員の任免については、農業委員会に関する法律第26条第3項の規定によりまして、農業委員会が行うことと定められており、銚田市農業委員会事務局処務規程第2条第2項第2号により会長の専決事項となっておりますので、このたびの人事異動による職員の任免について報告いたします。</p> <p>任命した職員の氏名、敬称略で失礼いたします。</p> <p>参事兼事務局長 櫻井 正和 事務局長補佐 井川 雅晴 農地係長 鬼澤 雄介 主事 木内 寿彦</p> <p>以上、令和3年4月1日付です。</p> <p>農業委員会旭分室、こちらは総務部旭市民センターになります。</p> <p>参事兼センター長 菅谷 吉弘 センター長補佐 方波見和代</p> <p>続きまして、農業委員会大洋分室、こちら総務部大洋市民センターになります。</p> <p>参事兼センター長 高野 克男</p> <p>以上、令和3年4月1日付、併任辞令でございます。</p> <p>続きまして、免じた職員の氏名。</p> <p>事務局長 菅谷 吉弘 事務局長補佐 石崎 伸一 主事 町島二千翔</p> <p>以上、令和3年4月1日付です。</p> <p>農業委員会旭分室、総務部旭市民センター。</p> <p>センター長 椎名 孝一 センター長補佐 米川 信浩</p> <p>以上、令和3年3月31日付で併任を解く。</p> <p>農業委員会大洋分室、総務部大洋市民センター。</p> <p>センター長 舊役 秀行</p> <p>令和3年4月1日付で併任を解く。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>以上で、議案の審議及び報告を終わります。</p>

議 長	続きますて、その他について何かありましたらお願いします。 はい、どうぞ。
浜田洋一委員	5番、浜田なのですが、先般、太陽光発電について、4月以降かな、今後は申請だけで済むような話というふうに聞いたのですが、その件についてはどうなのでしょう。
議 長	もう一度お願いします。
浜田洋一委員	太陽光発電の申請について、今後は許可がなくて、申請だけでいいような話なのですが、農業委員会としてはどういうふうな感じになるのかなと思って。
議 長	では、事務局のほうから。
事 務 局	うちのほうには、そういった通知は来ておりませんが、基本的には、それはあれですか、通常の太陽光発電ですか、それとも営農型ですか。
浜田洋一委員	あれは営農型……
事 務 局	営農型の話ですか。営農型につきましては、第1種農地でも可能となっておりますが、許可をしないということにはなっていないと思います。少なくともうちのほうには、そういった通知は来ておりませんので、取扱いは今までと同様になります。 ただ、今後、緩和要件がありまして、今までは営農型太陽光で作物を作付するときに、周辺の同じような状況の作付状況から8割以上減ってしまうと、それは指導対象になったのですが、荒廃農地、いわゆる農業委員会で荒廃農地判定をしている農地で、営農型太陽光をやる場合には、いわゆる肥培管理、作付をしていけば、作付がそんなに8割満たさなくても、荒れていなければいいでしょうみたいな、そういった形で緩和されてはきておりますが、基本的に許可は必要なこととなっております。よろしいでしょうか。
議 長	それと皆さんも、太陽光を全般的に見て歩いたけれども、第1種農地のいいところがやっぱり失われて、営農型でも何でも失われ、太陽光というのは。ただ、地目が畑でも、10年以上も耕作されていないで、それを畑にするのには相当大変だなと思った場合には、やはり第2種になってしまっ、許可しなければならぬかなと思うけれども、第1種でも一等地のところを営農型太陽光やられてし

	<p>まうと、ちょっとその周りの人らも、そういう人らに貸したほうがいいのではないかなという考えを持って、現地を見て歩いたところもありますけれども。ある程度は、そういう柔軟なところもあるのではないかなと思います。</p> <p>いいですか。大丈夫ですか。</p>
<p>浜田洋一委員</p> <p>議 長</p>	<p>はい。</p> <p>そのほかに何かありましたらば。 では、事務局のほうからお願いします。</p>
<p>事 務 局</p> <p>議 長</p>	<p>では、事務局のほうから連絡事項をお伝えいたします。 当面の行事等の報告事項ということで配られていると思うのですが、当面の行事といたしまして5月14日、13時予定となっております。現地調査員を菅谷美尚委員、城田俊男委員、出沼丈夫委員で実施する予定となっております。よろしくお願ひいたします。</p> <p>17日ですが、13時からと14時からで会長と事務局長で農業会議主催の会議のほうに行くことになっております。このときは常設審議委員会もありますので、こちらのほうは農地係のほうで今回、グラウンドゴルフ場と統合小学校の案件について審議してることになります。</p> <p>21日が議案書配付となっております。</p> <p>25日火曜日が、2時から5月定例総会、福祉事務所2階、同じ会場でやります。今回は後半の方になります。</p> <p>31日に鹿島地区協議会第1回理事会ということで、こちらは会長と局長が参加することになっております。</p> <p>続けていいですか。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>はい、どうぞ。</p> <p>最近、暑くなってきていると思いますが、クールビズについてなのですけれども、例年実施されておりました、今年は統一的に国のほうがいつからいつまでクールビズというのは特に設けておりません。各実施機関での判断ということになっておりますので、今年も厳しい暑さが予想されますので、農業委員会としましては今年度も5月から10月、昨年と同様です。定例会総会での服装に関しましては、ノーネクタイ等での会議への出席とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>あと最後に、皆さんに今日お配りしている3枚つづりの書類があると思うのですが、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦に</p>

<p>議 長</p>	<p>ついてということで、こちらなのですけれども、各区長さんに通知をしております。中身としましては、農業委員、最適化推進委員の仕事の内容、ざっくり出したものなのですけれども、それと地区選出の地区割と、それとあとは選出のスケジュールになっております。実際の地区への依頼につきましては、9月から11月頃に区長会の役員会がありますので、そこを通じて依頼する形にはなりますが、年度当初、新年度新しくなった区長さんもいらっしゃいますし、年度当初にこういう予定があるということで、今回、お知らせさせていただきました。9月、11月頃になりましたら、また改めて区長さんにご依頼する形になります。</p> <p>今回、通知したことに伴いまして、区長さんとかから農業委員さんに連絡とか調整等があるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>事務局からは以上です。</p> <p>そのほか何かありましたらば。</p> <p>(ありませんの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>では、ないようなので、議事日程を全て終了します。慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、銚田市農業委員会4月定例総会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: center;">午後 3時30分 閉 会</p> <p>署 名 人</p> <p style="text-align: center;">_____ 議長（会長）</p> <p style="text-align: center;">_____ 5 番 委 員</p> <p style="text-align: center;">_____ 7 番 委 員</p>